

開かれた県政を 目指して

情報公開制度実施

審査。

○開示方法

指定した日時、場所に決定通知書を持参する。

○費用

1件につき20円、写しの公布を受ける場合は、30円を加える。

この制度を実施する機関は、

知事部局、教育委員会、選挙管

理委員会、人事委員会、監査委

員、地方労働委員会、収用委員

会、海区漁業調整委員会、内水

面漁場管理委員会、公営企業管

理者です。

高知県では、これまでにも県民の皆さんに県政に関する各種の情報の提供を行ってきましたが、開かれた県政をより一層推進するために、10月1日から、皆さんの請求に応じて公文書を開示する「公文書開示」を実施することになりました。

県内に住所を有する方と、県内に事務所、事業所を有する方や法人その他の団体です。

○請求方法

県庁本館1階の文書公開コ

ナーで、「公文書開示請求書」

に必要事項を記入して提出する。

○開示、非開示の決定

請求書の受付日から15日以内に決定し、文書で通知。決定に不服があるときは、不服申し立てを行う（公文書開示審査会で

青少年に有害図書・ ビデオを『見せない、 売らない、買わせない』 ようにしましょう。

【南】 【南】 【国】 【市】 【少】 【年】 【補】 【導】 【警】 【セ】 【タ】 【員】 【会】 【署】

同和教育シリーズ

部落はいつ、だれが、何のために

つくったのでしょうか⑩

対する規制が、より明確にされるようになりました。

それでは、なぜこのような身

分規制が行われたのでしょうか。

八代將軍吉宗の時代、享保年

間になると、商品、貨幣経済が

進み、経済的に力をつけた金持

ちの商人が出てくるようになり

ました。一方、武士階級の中に

いたと考えられています。

「かわた村」がつくられた時

期は、地域によって違いがあり

ます。この時期戸数や人口調

査の文書などで「かわた」と言

われた人々は、百姓や町人と

は別に、一番最後にまとめて書

かれ、次第に百姓や町人とは違

う下層の身分として位置付けら

れるようになりました。

一七〇六年（宝永三年）ごろ

になると、「かわた」は武士は

もちろん、「御百姓様」に対し

ても「ぶしつけなおこないはし

ない」と誓わされ呼び方も「え

た」や「穢多」という差別的な

呼称に変わってきています。

このころ新しく作られた「禁

門改帳」などでは、「えた」身

を破つたものに厳罰を加えるな

ど、差別を強化していました。